平成２３年（フ）第６９５号
千葉市若葉区若松町2079番地３　ピアコート101号
債務者　西村　紀子（旧姓嶋田）
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９８号
千葉市稲毛区小中台町673番地１　カサブランカ６号棟117号
債務者　磯野ひろみ
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７０２号
千葉県習志野市東習志野２丁目16番２―202号
債務者　熊田　知晴
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７５３号
千葉市若葉区若松町414番地１　若松グリーンハイツG107号
債務者　サルミエントロムロこと　ＳＡＲＭＩＥＮＴＯ　ＲＯＭＵＬＯ　Ｓ.
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７３号
千葉県市川市関ケ島２番６―401号　アークフィールズ市川
債務者　海老原真由美
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７５号
千葉市花見川区花見川９番20棟408号
債務者　加藤　　綾
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７４号
静岡県伊東市荻728番地の１株式会社ブレインズトラスト社宅内、前住所静岡県伊東市十足616番地の27
債務者　児玉　高幸
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
静岡県沼津市大塚936番地の１　スバルハイツ205号、前住所静岡県沼津市本田町６番33号　野菊園306
債務者　佐合ひろみ
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
静岡県駿東郡小山町竹之下1352番地の13
債務者　浅賀　信弘
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５６号
名古屋市西区大金町５丁目39番地　コーポ錦102号
債務者　くれよんパート２こと　石川　裕子
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０８号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘12棟210号
債務者　井上　志保（旧姓堀田）
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地１　県営４―306号
債務者　佐野　永幸
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９９号
札幌市白石区菊水上町３条１丁目53番地
債務者　藤澤　貴政
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０６号
札幌市白石区北郷１条１丁目７番16号
債務者　東元砂保里（旧姓東海林）
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６８号
札幌市厚別区厚別西１条１丁目７番23―202号
債務者　齋藤　武敏
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７１号
札幌市東区北33条東８丁目１番21号
債務者　青木つばさ
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２３号
札幌市白石区菊水３条１丁目２番18―106号
債務者　森　　和枝
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで札幌地方裁判所民事第４部